資料２

国のごみ処理に関する方針

ごみ処理に関する法令、通知、計画等から、国のごみ処理に関する方針を整理します。新ごみ処理施設の整備に関連するものとしては、**脱炭素社会・循環型社会（地域循環共生圏）の形成推進**、**地域の実情に応じた最適な処理方法の選択**、**激甚化・頻発化する災害への強靭性の確保による災害からの復元力の向上**が挙げられます。

	名　　称	概　　要
1	**廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針** （令和５年６月公表） ※廃棄物処理法に基づき定めるものです。廃棄物の減量や適正な処理に関する基本的な方向、目標の設定、施策を推進するための基本的事項、廃棄物処理施設整備に関する基本的事項、非常災害時における基本的事項を定めています。	・2050 年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進 ・地域の活性化にもつがなる地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等 ・地域の実情に応じた最適な処理方法の選択 ・脱炭素社会の実現、地域循環共生圏の構築を中長期的な視野に見据えた施設整備の計画 ・災害廃棄物の適正な処理（円滑かつ迅速な処理）の確保
2	**廃棄物処理施設整備計画** （令和５年６月 30 日閣議決定） ※廃棄物処理法に基づき定めるものです。廃棄物処理施設整備事業の実施の目標及び概要を定めています。	・３Ｒ＋Renewable（リニューアブル：再生可能資源への代替）をはじめとする循環経済への移行 ・ライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減 ・地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術の導入 ・将来的な CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）やカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に、今後の技術動向へ柔軟に対応 ・適正処理を確保しつつ、人口減少を見据えて将来にかかるコストを可能な限り抑制する、計画的かつ適切な施設整備 ・災害の激甚化・頻発化、地震や水害、それらに伴う大規模停電等によって稼働不能とならないよう対策の検討や準備を実施 ・災害発生からの早期復旧のための核として、廃棄物処理システムとしての強靭性を確保（施設の耐震化、地盤改良、浸水対策等）
3	**第五次循環型社会形成推進基本計画** （令和６年８月２日閣議決定） ※循環型社会形成推進基本法に基づき定めるものです。循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めています。	・循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり ・資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環 ・多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現 ※施設整備、廃棄物処理の広域化・集約化、特性に応じた効果的なエネルギー回収技術導入 ※１人１日当たりごみ焼却量に数値目標を設定（約 580g【2030 年度】） ・資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行 ※廃棄物処理システムの強靭化・集約化・広域化・脱炭素化 ・適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

注釈：
上記の国の方針を踏まえて基本構想を策定しており、今後の基本計画、基本設計においても、これらの方針に基づくものとします。